

広報かどま原稿 6 (2024) 年 7 月号

「〇〇ペイで返金します！」は詐欺を疑って！

ネット通販で 8 千円の商品を購入したが、販売業者から「欠品しているので注文をキャンセルした。〇〇ペイで返金する」というメールが届いた。指定された〇〇ペイは利用していないと伝えると、〇〇ペイのアプリを入手するよう言われ、入手方法や返金手続きを手伝うために、まずはメッセージアプリに友達登録するよう案内された。登録後、メッセージアプリのビデオ通話で指示されるままに操作していると、気づいたら 8 万円を送金させられていた。という相談が全国的に増加しています。これは、返金すると見せかけて、言葉巧みにキャッシュレス決済のアプリで高額を送金させる新手の詐欺です。販売業者から「欠品している」「在庫がないから」と〇〇ペイでの返金を提案されたら、詐欺を疑ってください。

問い合わせ先

門真市消費生活センター

[TEL:06-6902-7249](tel:06-6902-7249)